

函 財 税

令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日

市議会議員 各位

財 務 部 長

資料の提出について

このことについて、「地方税法等の一部を改正する法律」が 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、同日付けにて函館市税条例の関係規定を整備する必要がありますので、「函館市税条例の一部を改正する条例」につきまして専決処分をさせていただき、4 月 1 日から施行いたしました。

つきましては、このことに関する資料を下記のとおり配付いたしますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子
- 2 函館市税条例の新旧対照表

(財務部税務室)

## 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子

### 1 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の所得割の課税標準に関する規定を整備し、軽自動車税について環境性能割の廃止、種別割の名称の変更等をし、利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者が提出すべき申告書に関する規定を整備し、および規定を整備するため

### 2 改正内容

#### (1) 個人市民税（第26条）

個人の市民税の所得割の課税標準に関する規定を整備する。

#### (2) 軽自動車税（第63条，第64条，第64条の2，第64条の3，第64条の4，第64条の5，第64条の6，第64条の7，第64条の8，第64条の9，第65条，第66条，第66条の2，第66条の3，第67条，第68条，第69条，第69条の2，第70条，第71条，附則第14条の2，附則第14条の2の2，附則第14条の3，附則第14条の3の2，附則第14条の4，附則第14条の5，附則第14条の6，附則第14条の7，改正附則第7条）

ア 軽自動車税の環境性能割を廃止し、および種別割から軽自動車税へ名称を変更する。

イ 一定の要件を満たす軽自動車について、特例期限を2年延長する。

#### (3) 固定資産税および都市計画税（附則第8条の4）

利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税および都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者が提出すべき申告書に関する規定を整備する。

#### (4) 規定の整備（第11条，附則第7条の3，附則第7条の3の2，附則第8条の3，附則第8条の4）

### 3 施行期日 令和8年4月1日

## 函館市税条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(延滞金)</p> <p>第11条 納税者または特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合には、当該税額または納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号および第6号において同じ。）の翌日から納付または納入の日までの期間（法第321条の2第3項および第4項、法第321条の12第3項および第4項ならびに法第326条第2項および第3項の規定により控除される期間を除く。）の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第5号までに掲げる期間および第6号から第8号までに定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、または納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第64条の7第1項の申告書</u>、第78条第1項もしくは第2項の申告書または第110条第1項の申告書に係る税額（第5号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第64条の7第1項の申告書</u>、第78条第1項もしくは第2項の申告書または第110条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項および次項ならびに第26条の7第1項において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第78条第1項もしくは第2項の申告書または第110条第1項の申告書に係る税額（第5号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第78条第1項もしくは第2項の申告書または第110条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項および第26条の7第1項において「特定配当等」という。</u>）<u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p>

(軽自動車税の納税義務者等)

第63条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用または公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第64条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車またはその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(軽自動車税の納税義務者等)

第63条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

(削る)

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用または公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第64条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

(削る)

(削る)

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する  
軽自動車税の非課税の範囲)

第64条の2 (略)

(種別割の課税免除)

第64条の3 商品であつて使用されていない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

2 (略)

(環境性能割の課税標準)

第64条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として地方税法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第64条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項または第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項または第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第64条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第64条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、地方税法施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、地方税法施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する  
軽自動車税の非課税の範囲)

第64条の2 (略)

(軽自動車税の課税免除)

第64条の3 商品であつて使用されていない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

2 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第64条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなくて申告または報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第64条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車または第69条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、市長が別に定める。

(種別割の税率)

第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第66条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。

3 (略)

第66条の2 削除

(種別割の徴収方法)

第66条の3 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(種別割に関する申告または報告の義務)

第67条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者または使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車

(削る)

(削る)

(軽自動車税の税率)

第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日および納期)

第66条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。

3 (略)

第66条の2 削除

(軽自動車税の徴収方法)

第66条の3 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(軽自動車税に関する申告または報告の義務)

第67条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者または使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自

等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては地方税法施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては地方税法施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第68条 (略)

2・3 (略)

(種別割の減免)

第69条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち、市長において必要であると認めるものに対しては、申請によつて種別割を減免する。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日(前項第3号に係るものにあつては、納期限)までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては地方税法施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては地方税法施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第68条 (略)

2・3 (略)

(軽自動車税の減免)

第69条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち、市長において必要であると認めるものに対しては、申請によつて軽自動車税を減免する。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日(前項第3号に係るものにあつては、納期限)までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第69条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）またはこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載

3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第69条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）またはこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項

した申請書を提出しなければならない。

- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等)

第70条 (略)

- 2 法第445条もしくは第64条の2または第63条第3項ただし書の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第445条もしくは第64条の2または第63条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、同様とする。

3～5 (略)

- 6 第2項の標識および第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車を所有し、もしくは使用しないこととなつたとき、または当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。

7・8 (略)

(商品である原動機付自転車の試乗用標識)

第71条 (略)

- 2 試乗用標識は、市内に事業所を有する原動機付自転車の販売業者で種別割を課された原動機付自転車を有するものに対して交付する。

3～5 (略)

附 則

第7条の2 削除

を記載した申請書を提出しなければならない。

- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等)

第70条 (略)

- 2 法第445条もしくは第64条の2または第63条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第445条もしくは第64条の2または第63条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、同様とする。

3～5 (略)

- 6 第2項の標識および第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車を所有し、もしくは使用しないこととなつたとき、または当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。

7・8 (略)

(商品である原動機付自転車の試乗用標識)

第71条 (略)

- 2 試乗用標識は、市内に事業所を有する原動機付自転車の販売業者で軽自動車税を課された原動機付自転車を有するものに対して交付する。

3～5 (略)

附 則

第7条の2 削除

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第26条の3および法第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の7第1項の規定の適用については、同項中「第26条の3および第26条の6」とあるのは、「第26条の3、第26条の6および附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨および市民税の住宅借入金等特別税額控除額に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3および法第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条

(削る)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3および法第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条

の7第1項の規定の適用については、同項中「第26条の3および第26条の6」とあるのは、「第26条の3、第26条の6および附則第7条の3の2第1項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の3 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8～18 (略)

19 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

20 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

22・23 (略)

(新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告)

第8条の4 (略)

2 (略)

3 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅または同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう

の7第1項の規定の適用については、同項中「第26条の3および第26条の6」とあるのは、「第26条の3、第26条の6および附則第7条の3第1項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の3 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第21項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第21項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第21項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8～18 (略)

19 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

20 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

22・23 (略)

(新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告)

第8条の4 (略)

2 (略)

3 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

4 (略)

とする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費

(7) (略)

5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅または同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

6 (略)

7 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

8・9 (略)

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費

(7) (略)

5 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

6 (略)

7 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

8・9 (略)

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書

の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場または同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第14条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4

の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写しおよび高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）または同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造および配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

（軽自動車税の税率の特例）

第14条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項および第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4

月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条の2の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第66条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段

月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(削る)

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第14条の2の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項または第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第66条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請

(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第67条および第68条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、北海道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 北海道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第1項(同条第2項または第3項において準用する場合を含む。)または法第451条第1項もしくは第2項(これらの規定を同条第4項または第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 北海道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第14条の5の規定により読み替えられた第64条の7第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされ

をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第67条および第68条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(削る)

た法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例)

- 第14条の3の2 当分の間、第64条の2の規定にかかわらず、北海道が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車等に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (削る)

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

- 第14条の4 市長は、当分の間、第64条の9の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。 (削る)

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

- 第14条の5 第64条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「北海道知事」とする。 (削る)

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

- 第14条の6 市は、北海道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として北海道に交付する。 (削る)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

- 第14条の7 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第64条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (削る)

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第64条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

函館市税条例の一部を改正する条例（平成26年函館市条例第38号） 新旧対照表

【附則第7条関係】

現 行	改 正 案		
<p data-bbox="245 389 328 421">附 則</p> <p data-bbox="165 479 783 779">第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る函館市税条例第65条および附則第14条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="193 788 788 831"> <tr> <td data-bbox="464 792 515 824">(略)</td> </tr> </table>	(略)	<p data-bbox="890 389 973 421">附 則</p> <p data-bbox="810 479 1428 779">第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る函館市税条例第65条および附則第14条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="837 788 1433 831"> <tr> <td data-bbox="1109 792 1160 824">(略)</td> </tr> </table>	(略)
(略)			
(略)			